



・保護者同伴とします。  
・3歳児を対象に保育をしますが、下のお子さんを連れてきても構いません。  
申込期限 4月30日(木)  
申込方法 電話(氏名、生年月日、保護者名、住所、電話番号を連絡ください)

幼稚園や保育園に就園していない3歳児(平成28年4月～29年3月生)を対象に、幼稚園での生活を体験してもらいます。集団生活に慣れる機会であり、同時に子育て中の保護者の交流の機会にもなります。  
日時 4月を除き毎月  
原則として第2・4火曜日  
第1回 5月14日(木) 10時～11時  
費用 年間1,000円(初回に集金)  
場所 嵐山幼稚園 2階遊戯室  
備考

▼申込み・問合せ 嵐山幼稚園  
☎62-2108

## 募集

### わぐら教室(3歳児)

## 交通指導員

▼申込み・問合せ 地域支援課  
☎62-2152

交通指導やイベント時の交通整理等を行う交通指導員を募集します。  
勤務内容(任期3年)  
立哨指導員  
児童生徒の通学時(おおむね7時～8時30分のうち1時間程度)、交差点等危険箇所での交通指導  
行事指導員  
町内イベント時の交通整理  
応募資格  
・町内に住所がある20歳以上の方  
・聴力、視力及び弁色力に異常のない方  
募集人数  
立哨指導員1名、行事指導員1名  
※制服・装備品は町から貸与されます

## お知らせ

### 行政バスの利用料を改定します

▼問合せ 総務課  
☎62-2151

4月利用分より行政バス利用料の計算方法が変わります。なお、改定後の利用料は、町が行政バス運行業者へ支払う金額の1/2相当額となります。

### 建物を取り壊した方は届出が必要です

▼問合せ 税務課  
☎62-2153

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・建物等の所有者に、1年間の税額を負担していただく制度です。建物の一部や全部を取り壊した方は、「家屋滅失申請書」を提出してください。届出がないと課税してしまう場合があります。

また、取り壊しているにもかかわらず納税通知書にその建物が記載されている場合も同様に届出をお願いします。取り壊した日付が分かる書類(解体の領収書など)も併せてお持ちください。申請書は、町ホームページまたは税務課窓口に用意してあります。なお、取り壊し(滅失)登記がお済みの方は、届出の必要はありません。

### B&G海洋センターの窓口時間が変更になりました

▼問合せ 教育委員会事務局  
☎62-0824

B&G海洋センター  
☎62-5121

4月1日より、嵐山町B&G海洋センターの窓口時間が変更になりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。  
窓口時間 9時～16時30分

### 「町民スポーツの日」嵐山町ヘルシースポーツ・フェスティバルを中止します

▼問合せ 教育委員会事務局  
☎62-0824

毎年5月の第2日曜日に実施しています嵐山町ヘルシースポーツフェスティバルは、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、また今後の同ウイリスを取り巻く環境が不確定であることから、令和2年度の同事業を中止します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

## 各種無料相談



※相談日が祝休日・年末年始にかかる場合は、お休みになるものもあります。事前にご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、中止や延期となる可能性があります。ご利用の際は、ご確認ください。

| 名称                    | 問合せ                                                        | 内容                              | 日時                                                               | 相談場所等                                                        |
|-----------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 行政相談                  | 地域支援課<br>☎62-2152                                          | 行政に関する苦情など                      | 4月8日(水)<br>13時30分～<br>16時30分                                     | ・役場3階 総合相談室<br>・総務省関東管区行政評価局「行政苦情110番」<br>☎0570-090110       |
| 法律相談                  | 地域支援課<br>☎62-2152                                          | 日常生活上生じた法律的問題(相続、離婚、多額の借金など)    | 4月13日(月)<br>13時30分～                                              | ・役場204会議室(予約制 先着6人)                                          |
| 行政書士相談                | 地域支援課<br>☎62-2152                                          | 相続、遺言など暮らしに関する悩みなど              | 4月16日(木)<br>10時～12時                                              | ・役場3階 総合相談室                                                  |
| 消費生活相談                | 企業支援課<br>☎62-0720                                          | 商品契約やサービスなど                     | 毎週月～金曜日(祝日除く)<br>10時～12時、<br>13時～16時(受付15時30分まで)                 | ・東松山市役所本庁舎2階(地域支援課) ☎23-2221<br>・消費生活支援センター川越(☎049-247-0888) |
| 教育相談                  | 教育委員会事務局<br>☎62-0823                                       | 幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなど | 毎週金曜日<br>15時～                                                    | ・役場3階 教育相談室                                                  |
| 人権相談(法務局)             | さいたま地方法務局東松山支局<br>☎22-0379                                 | 不当な差別やいじめなど人権に関する相談             | 毎週水曜日<br>9時～16時                                                  | ・さいたま地方法務局東松山支局電話可<br>来庁可(予約不要)                              |
| 敷金の無料電話相談「敷金トラブル110番」 | 問合せ 埼玉司法書士会事務局<br>☎048-863-7861                            | 賃貸住宅を退去する際の建物の現状復帰費用に関する相談など    | 4月25日(土)、<br>26日(日)<br>10時～16時                                   | 電話相談(当日のみ利用可)<br>☎048-838-1889<br>予約不要                       |
| 県北総合相談センター出張法律相談(要予約) | 申込み 総合相談センター ☎048-838-7472<br>問合せ 埼玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861 | 相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産の名義変更など   | ①4月21日(火)<br>13時30分～<br>16時30分<br>②4月16日(木)<br>13時30分～<br>16時30分 | ①寄居町中央公民館<br>②深谷市男女共同参画推進センター(アリオ深谷3階)<br>※面談相談(1組1時間)       |
| 傾聴相談「わかばのきもち」         | 嵐山町社会福祉協議会<br>☎62-0722                                     | 職場や人間関係の悩みなど                    | ※お申し込み後に調整します                                                    | 嵐山町社会福祉協議会相談室<br>または相談者の指定する場所                               |
| 結婚支援事業相談              | 嵐山町社会福祉協議会<br>☎62-0722                                     | 「縁ジェルサポーター」による結婚支援              | 4月26日(日)<br>9時30分～12時(毎月第4日曜日)                                   | 嵐山町社会福祉協議会相談室                                                |